

議案第81号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「44万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「12万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「9万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.5」を「100分の6.6」に改める。

第4条中「100分の34」を「100分の20」に改める。

第5条第1項中「8,000円」を「1万4,000円」に改め、同条第2項中「6,000円」を「8,000円」に改める。

第5条の2第1号中「1万4,000円」を「1万円」に改め、同条第2号中「7,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号中「1万500円」を「7,500円」に改める。

第6条中「100分の1.2」を「100分の1.3」に改める。

第7条中「8,000円」を「1万円」に改める。

第19条中「44万円」を「52万円」に、「12万円」を「17万円」に、「9万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「4,800円」を「9,800円」に改め、同号イ（ア）中「8,400円」を「7,000円」に改め、同号イ（イ）中「4,200円」を「3,500円」に改め、同号イ（ウ）中「6,300円」を「5,250円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「5,600円」に改め、同号エ中「4,800円」を「7,000円」に改め、同条第2号ア中「3,200円」を「7,000円」に改め、同号イ（ア）中「5,600円」を「5,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,800円」を「2,500円」に改め、同号イ（ウ）中「4,200円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「4,000円」に改め、同号エ中「3,200円」を「5,000円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 第2条第2項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,000円

（イ）特定世帯 1,000円

（ウ）特定継続世帯 1,500円

ウ 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,600円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,000円

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成27年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険の安定した財政運営を図るため、国民健康保険税の賦課限度額、税率等を改定したいので、この案を提出するものである。